

令和3年第3回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和3年9月9日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和3年9月9日（木曜日） 午前9時58分～午前11時17分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舩谷 祐幸	市民部長：和田 義基
次長兼総務課長：伊藤 公晃	税務課長：伊藤 敬
財産活用課長：高橋 学	債権管理課長：山本 聡
総合防災課長：佐藤 大	生活環境課長：稲田 智文

議会事務局職員出席者

事務局主任：藤澤 正信

審議案件

- 第1 議案第74号 大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第76号 字の区域の変更について
- 第3 議案第77号 財産の譲与について
- 第4 議案第80号 令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）

- 第5 陳情第52号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
 - 第6 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について
 - 第7 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の議決について
 - 第8 閉会中の継続審査（調査）の申し出に係る事件について
-

午前9時58分 開会

○委員長（後藤健） おはようございます。

委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしくをお願いいたします。

正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局から挨拶をいただきます。和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） おはようございます。

委員各位におかれましては、本日はお忙しいところ本委員会を開催、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

委員会審査をお願いする前に、去る8月6日に発生しました物損事故について、ご報告させていただきます。

タブレット内の、「【市民部長報告】事故報告書（生活環境課）」というファイルをお願いいたします。

この事故ですけれども、8月6日、14時頃、西仙北地域の強首地区にあります、柏台太陽光第二発電所で、市が委託しております草刈り作業中に、委託先の社会福祉法人柏仁会ありす刈和野の作業員、この方は就労支援利用者ということで、知的障がいのある方ですけれども、誤って電力引込ケーブルをブッシュで切断したことによりまして、設備の一部が損傷し、発電・送電が停止したという事故であります。

この施設は、市が東京センチュリー株式会社よりリースを受けておりまして、平成2

7年12月から20年間のリースでありますけれども、この物件の破損部分につきましては、本施設の施工業者であるJFEテクノス株式会社が8月24日に復旧工事を行い、同日に発電・送電が復旧しております。

復旧工事費ですけれども、242万円。それと、事故による市の売電収入の損失につきましては、受託事業者の柏仁会からの申し出もありまして、同社が加入している損害保険で全額補填いただくこととなっております。

今後、事故の再発がないよう、右下にあります写真のとおり金属製のガードを設置したほか、作業における注意の徹底を再度お願いしたところです。

市としても、重大事故にもつながりかねない、このような事故の再発防止には一層気を引き締めて、努めてまいりたいと思います。

事故発生につきましては、誠に申し訳ありませんでした。

以上が、事故の報告であります。

本題に戻りますけれども、本日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします市民部関連の案件は、税務課所管の条例案1件と、一般会計補正予算案のうち、債権管理課及び生活環境課の所管する予算についてであります。

案件の詳細につきましては、この後、所管課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

では、これより当委員会に付託された事件について審査をいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） はじめに、議案第74号、大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤敬） おはようございます。税務課長の伊藤です。よろしくお願いたします。

ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課資産税班班長の小松参事です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座って説明させていただきます。

資料ナンバー 1、議案書の 3 ページから 5 ページをご覧ください。

議案第 7 4 号、大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

このことにつきましては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴い、地方税の減収補填の対象となる固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものであります。

改正内容につきましてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただきます、主な改正要旨についてご説明させていただきますので、ご了承願います。

現行の条例は、製造業、情報通信技術利用事業、旅館業について、所得税及び法人税に係る減価償却の特例対象となる設備で、取得価格の合計額が 2, 7 0 0 万円を超えるものを令和 3 年 3 月 3 1 日までに新設または増設した場合に、家屋及び償却資産等に係る固定資産税を 3 年間、課税免除しております。

本改正では、対象業種を市が定める過疎地域持続的市町村計画において、振興すべき業種として記載された製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業に拡大し、対象となる設備については、資本金の額等によって例外はありますが、取得価格の合計額を 5 0 0 万円以上に引き下げ、新設・増設のほか、改修による取得等にも拡大するものであります。

また、取得期間については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで取得した設備を対象とするものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、公布の日から施行するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続いて、議案第80号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

債権管理課所管分の説明を求めます。山本債権管理課長。

○債権管理課長（山本聡） 債権管理課の山本です。よろしくお願ひいたします。

説明の前に、本日同席しております職員を紹介させていただきます。収納班班長の原参事です。続いて、滞納整理班班長の森川主幹です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

議案第80号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、債権管理課所管分の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

資料ナンバー2-1、主な事業の説明書で説明させていただきます。

5ページをお開き下さい。

○委員長（後藤健） いいですよ。

○債権管理課長（山本聡） いいですか。

歳出、2款2項1目90事業、市税還付金の補正額1,000万円であります。

地方税法第17条の規定により、市県民税過年度分の修正申告等による税額の変更に伴う過納金、また、法人市民税の中間申告の際の納付税額について、確定申告に伴って生じた過納金等を還付するものであります。

今回の補正の主な要因は、法人市民税について、新型コロナウイルス感染症に伴う景気後退が影響した所得減少、企業の分社化による所得減少、外国税額控除の増額に伴う法人税額の減額などにより、大口の還付が多数発生し、結果的に還付金の財源が不足する見込みとなったものであります。

7月までの執行額1,400万円と8月以降の見込額1,600万円の合計額3,

000万円に対し、当初予算額が2,000万円ですので、不足となる1,000万円の補正をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございます。

次に、生活環境課所管分の説明を求めます。稲田生活環境課長。

○生活環境課（稲田智文） おはようございます。生活環境課長の稲田です。よろしくお願いたします。

説明の前に、本日出席の職員をご紹介します。環境班班長の高橋副主幹です。よろしくお願いたします。

それでは、座って説明させていただきます。

議案第80号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の生活環境課の所管事業に係る補正内容について、ご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー2、令和3年度大仙市補正予算〔9月補正〕の11ページをお願いいたします。

4款1項7目51事業、大曲仙北広域市町村圏組合斎場負担金であります。

補正は、新南部斎場建設に伴う用地測量事業等に対して、起債が認められたことから、550万円を一般財源から地方債へ財源振替したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、総務部所管分と合わせて行うことといたします。

ここで、当局説明員交代のため、暫時休憩といたします。再開は、当局の準備が整い次第でお願いいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

○委員長（後藤健） それでは、審査を再開いたします。

審査に入る前に、当局より挨拶をいただきます。舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） おはようございます。委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

日頃より、総務部所管の事務事業につきましては、ご指導、ご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、単行案2件、それと補正予算案1件の計3件でございます。

内容につきましては、この後、各担当課長から説明させていただきますので、委員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

○委員長（後藤健） それでは、議案第76号、字の区域の変更についてを議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 総務課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席しております総務課の職員を紹介いたします。文書法制班班長の柴田主幹です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第76号の、字の区域の変更につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の8ページから12ページまでをご覧いただきたいと思っております。

本案は、協和地域の下淀川地区農地集積加速化基盤整備事業の施工に伴いまして、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、区画整理後のほ場や道水路の形状に合わせて、同地区内の字界を変更することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続いて、議案第77号、財産の譲与についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） 財産活用課の高橋です。よろしくお願いします。

説明の前に、本日同席させております職員を紹介いたします。管財班班長の茂木和久主幹です。財産活用班班長の佐々木了可副主幹です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第77号、財産の譲与について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の13ページをご覧ください。

本案は、本年3月をもって閉校となった、中仙地域の旧豊成中学校体育館施設を秋田おばこ農業協同組合に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、別途提出させていただきました資料に基づき、ご説明させていただきますので、そちらをご覧くださいと思います。

はじめに、「1. 経緯について」であります。JA秋田おばこにおきましては、コロナ禍による米消費量の減退により、過年産米の出庫が遅れ、米の保管場所が不足している状況となっております。

そのため、JA秋田おばこでは、市内産米の円滑な集荷・均質化を目指すとともに、来年度以降、本格作付けが開始されるサキホコレの集荷拠点となる米の一時保管倉庫を「旧豊成中学校体育館」に開設したいとのことから、今般、同体育館の譲渡について市に要望が寄せられたものであります。

こうした要望を受け、市としましては施設の有効活用と併せ、本市の基幹産業である

米の安定的な流通が期待できること、また、市で今後、保有し続けた場合に生じる維持管理経費などが縮減できることなどを総合的に判断し、財産譲与に関する議案を今次定例会に上程させていただいたところであります。

続きまして、「2.当該施設について」でございます。

はじめに、資料中段左側の「①譲渡物件（建物）」をご覧ください。

今回、無償譲渡する建物は「旧体育館」と「体育館への渡り廊下」「体育館出入り口」の3件でございます。こちらの建物は、昭和49年に建築されたもので、延床面積は体育館が1,255平方メートル、渡り廊下が46平方メートル、出入り口部分が9平方メートルとなっております。

次に、右側の「②貸付物件（土地）」をご覧ください。

敷地など、市有地の扱いでありますけれども、図の赤塗り箇所を秋田おばこ農業協同組合と賃貸借契約を結び、貸し付けする予定であります。

貸し付け面積は4,248.3平方メートルで、このうち、校舎共有部分の913.1平方メートル、こちらを除いた3,335.2平方メートルを有償で貸し付けする予定であります。

なお、貸し付けする期間は、J A秋田おばこ側による譲渡物件の撤去までを期間とした賃貸借契約を結ぶ予定としております。

続きまして、右側の「③その他構造物」をご覧ください。

現在、敷地内には自転車置場や物置、校門、記念銅像などが残っておりますけれども、土地の貸し付けに当たりまして、こちらの施設の利活用に支障を来さないよう、これら構造物の撤去や移設を予定しております。

なお、校門、記念銅像の移設に当たりましては、地元自治会や同窓会など卒業生、OBの方々の意向を確認しながら行ってまいりたいと考えております。

続きまして、右側の「3.これまでの経過」について、ご説明させていただきます。

はじめに、6月上旬に、秋田おばこから米一時保管庫の構想と候補地の打診があり、その後、市から旧豊成中学校体育館の紹介とJ A役員による現地視察が行われております。

また、7月からは協議を本格化し、7月末にはJ A秋田おばこから市に対して正式に譲渡要望書が寄せられたところであります。

また、先月26日には、地元自治会や豊成中学校同窓会、OB会の代表、地元中仙地

域の議員の皆さまを対象とした地元説明会を開催しております。説明会では旧体育館の譲渡とJ A秋田おぼこによる、米一時保管庫の整備などについてご説明させていただきましたが、出席された地元の皆さまからは特段の異論もなく、ご理解いただいたものと認識しております。

最後に、今後のスケジュールを記載させていただいております。下の方になります。

詳細については、資料をご覧いただきたいと思いますが、J A秋田おぼこ側の説明によりますと、旧体育館の譲渡を受けた後、J A秋田おぼこ側で改修工事を実施し、令和4年の秋から倉庫として供用を開始したいというふうに伺っております。

以上、議案第77号、財産の譲与について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 二つほど、ですけれども。この土地の有償。これ、共有部分もありますけれども、あれだけ、へば、差し引きなんぼで貸すごどなるもんだすか。例えば坪とか平米単価なんぼで、全体でなんぼどが。1年間のな。

○委員長（後藤健） はい、高橋課長。

○財産活用課長（高橋学） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

土地については、先ほど説明させていただいたとおり、共有部分を除いて有償とさせていただきます。予定としております。

単価については、平米当たり132.6円の単価となっております。今回予定している、有償貸し付け面積が3,335.2平方メートルですので、掛けますと年総額では44万2,247円を予定しております。以上です。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（小松栄治） あの、有償よりもすよ、無償で、ただし書きでね、その面積の駐車場の補修管理も含めると、その方は、考えたことがあるんですかな、市の方で。というごどは舗装しているもんだから、一回冬場を越すと、かなりの穴ぼこなるおんだすな。それも補修となれば、四十何万円で間に合うがってば、間に合わねんだすおな。そのあたり考えだごどあったもんだべがなというごどです。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

もちろん無償ということも考えましたけれども、まずあの、農協さん、JAさんとは事前の協議の中で、うちの課の役割としては財産の有効活用、財源を持ってくるということもありますので、有償で貸すほかに、施設の今後の管理、維持管理については全て農協さんから費用負担してやっていただくということで合意ができましたので、今回、有償で貸し付けするという事で考えております。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（小松栄治） 念押しですが、そうすれば補修関係、今言ったとおり、私ね、舗装の関係とか、いろんな生じた時に、問題はそればしでねす。例えば、それによって事故が、パンクしたりなんだりしたりするもんだすおな。その場合も含めて、そうすれば農協さんの方で、みんな全部管理すると、こういうごどだすな。はい、へば分かりました。

○委員長（後藤健） はい、高橋課長。

○財産活用課長（高橋学） はい、そのとおりでございます。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第80号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を再び議題といたします。

はじめに、財産活用課所管分の説明を求めます。高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） それでは、議案第80号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、財産活用課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2-1、事業説明書の1ページをご覧ください。

はじめに、2款1項4目10事業、庁舎管理費につきましては、仙北庁舎の屋根防水改修工事に係る経費として、1,588万4千円の予算の補正をお願いするものであります。

仙北庁舎の屋上屋根防水シートにつきましては、昭和49年の建築時と平成3年の一部西側増築の際に整備されてから、改修することなく現在に至っており、近年、建物内部に雨漏りが生じてきております。

また、昨年からの豪雪に伴う雪解けの影響によりまして、これまで以上に雨漏りが顕著となっていることから、来年春の雪解け前に防水シートの改修を行い、施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

なお、工事は全面改修とし、令和4年1月末までの完了を予定しております。

続きまして、事業説明書、2ページをご覧ください。

2款1項10目30事業の超高速情報通信基盤設備管理費につきましては、県営ほ場整備事業や国の雄物川築堤整備などに伴う光ケーブル移設工事、並びに住宅火災により被災した光ケーブルの本復旧工事費などとして、1,957万2千円の予算の補正をお願いするものであります。

項番4をご覧くださいと思います。

補正予算の内容でございますけれども、内小友地区の県営ほ場整備事業に伴うケーブル移設工事費として288万4千円。角間川地区で発生した住宅火災に伴うケーブル本復旧工事費として354万2千円。添架のため借用しているNTT及び東北電力所有の本柱移設に伴うケーブル移設工事費として、それぞれ501万6千円と230万1千円。県による旧上荒川橋撤去工事に伴うケーブル移設工事費が244万4千円。岩瀬湯野沢地区築堤整備によるケーブル移設工事費が338万5千円となっております。

このうち、住宅火災に伴う本復旧工事と国・県事業に伴う移設工事に関しては、損害共済金と国・県補償金の収入を見込んでおり、歳入予算に国補償金として338万5千円、県補償金442万9千円、建物損害共済金166万4千円をそれぞれ追加し、歳出予算の特定財源として充当するものであります。

なお、今後の方向性についてでございますけれども、平成23年の施設整備から10年が経過し、利用率も県平均を上回っているなど、一定の割合を確保することができたと思っておりますので、今後は光サービスの提供事業者であるNTT東日本などへの設備譲渡も視野に入れ、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めてまいりたいと考えてお

ります。

以上、財産活用課所管分の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、総合防災課所管分の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、同席しております職員をご紹介します。総合防災班長の藤田勇人主幹でございます。

それでは、議案第80号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、総合防災課所管分についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書8ページ及び9ページをご覧くださいと思います。

8ページ上段の、新型コロナウイルス感染症対策寄附金につきましては、コロナの感染防止対策に役立てていただきたいことから、個人の方から300万円の寄附金がありましたので、9ページの2款1項16目12事業、新型コロナウイルス感染症対策事業費、歳入の特定財源へ財源振替するものでございます。

次に、補正予算書15ページ及び資料ナンバー2-1、主な事業の説明書の3ページをご覧くださいと思います。

9款1項5目70事業、空き家等対策費につきましては、6月の第2回定例会の本委員会終了後にもお時間をいただきましてご説明申し上げておりますけれども、第2次空き家対策計画の中で、空き家の段階に応じたさまざまな対策を講じることとしており、その中でも特に、「解体」に関する部分につきましては、従来の「危険空き家」だけではなく、「迷惑」「老朽」「利活用目的」など、補助対象や補助金額を拡充いたしまして、7月1日より新たな制度としてスタートしております。

それに伴い、市のホームページやマスコミなどで制度を周知いたしましたところ、多くの空き家等所有者より反響がございました。そのため、今次定例会で解体補助金分の1、300万円の補正をお願いするものでございます。

その補正後の内訳といたしましては、資料の4番目でございますけれども、「危険空き家」が150万円の1棟、「周囲への迷惑空き家」が6棟で600万円、「老朽空き家」が15棟で750万円、「老朽空き家のうち相続から3年以内」が1棟で100万円、「自治会等での利活用」が1棟で180万円、「個人・業者での利活用」が1棟で50万円を想定しております。

補正前の530万円から1,300万円を増額いたしまして、合計で1,830万円の予算となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） あの、超高速情報通信基盤設備、光ファイバケーブルのことなんですけれども、これは東北電力の電柱を使ってる。それも東北電力で使用料を払ってるごど。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○委員（金谷道男） それはNTTの借り賃の中さは勘定されでる。積算されでる。

（「入っています」と呼ぶ者あり。）

○委員（金谷道男） それと、この先の話なんだでも、これやっぱり譲渡した方が私は良いと思うんだけど、その見通しとか、何がネックなのか、ということなんです。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 金谷委員のご質問にお答えいたします。

譲渡を検討しているところなんですけれども、やはりあの何回か、昨年から交渉はしておりますけれども、NTT側の方にいたしますと、譲渡先の一番の有力な民間会社ですけれども、どうしても一社独占でやっておりますので、なかなか向こうの出してくる条件と、こちらの条件がなかなかこう、擦り合わないまま、まだ協議を行っているような状況です。

今月もこの後、また協議予定なんですけれども、なるだけ市としては市民の税金を無駄に使わないようにしていきたいなと思ってますけれども、そこがちょっと今、平行線をたどっているという状況です。以上です。

○委員長（後藤健） はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） これって、財源、起債使ってやったと思うんだけど、まだ起債の残高って、すごい大きい額残ってる。いわゆる、その事業やったどぎの残債、もうなんぼくらい残ってる。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 金谷委員の質問にお答えします。

10年前にやった事業の中では、ほぼほぼ国の交付金を使ってやっていますので、起債は活用していないという認識であります。以上です。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（金谷道男） そうなればよ、今のごとく考えで、はっきり早く手放した方が。残債残ってるつつうのも、ちょっとあれなばまずい話だけでも、それ使用料払ってねば、財源にやたら困るとい話にもならねすべ、工事費の方多いんだもの。それもやっぱり考えた方がいいんでね、早く手切った方が、いいと思います。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○財産活用課長（高橋学） 早く手を切って、なるだけその無駄な支出をしないようにしたいなということで、この後も引き続きNTTとの交渉は続けていきたいと思ひます。以上です。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、高橋課長。

○財産活用課長（高橋学） すみません、最後になりますけれど、今、NTTとの契約がIRU契約という特殊な契約を結んでおひまして、両方の合意がなければ契約を解除できないとありますので、なるだけその合意に向かつて次の新しい方向に持っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑のある方。はい、挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） 庁舎管理費についてお聞ひします。あの、仙北庁舎、建ててから、一度も工事をしていないようなことなんですけれども、この防水シートってそんなに長持ちするもんなんですか。

あと、他にも防水シートの庁舎、建物いっぱいあると思ひますけれども、その辺の現状、これから工事をしていかなきゃいけない建物等、ありましたらお知らせ下さい。

○委員長（後藤健） はい、高橋課長。

○財産活用課長（高橋学） 挽野委員のご質問にお答ひ申し上げます。

防水シートにつきましては、全面改修が約30年の周期で行うというような、そういった指針が出ているようです。仙北庁舎につきましては、先ほどご説明したとおり、46年、建築からたっておりますけれども、これまで改修した形跡が、履歴がないという状況でございます。

また、同様に、他の庁舎につきましても防水シートを使っておりますけれども、この

後、例えば中仙庁舎なんかであれば38年経過しておりますし、それから、この大曲の本庁舎につきましても、建築から47年たっております。で、現在確認できる範囲では平成14年以降、改修した形跡がないという状況ですので。

あとは、古くなってきた、老朽化してきた、経年劣化しているということで、神岡庁舎なんかは、一部雨漏りなんかもしてきている、それから西仙北庁舎も一部、2階の方に雨漏りしているというような状況を伺っておりますので、来年度の当初予算編成の際には、優先順位を決めて予算の方を要望して、お願いしたいなと考えております。以上です。

○委員長（後藤健） 他に、質疑のある方は。よろしいですか。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については、後ほど、市民部所管分と一括して行うことといたします。

ここで、当局説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時46分

○委員長（後藤健） すみません、お待たせいたしました。審査を再開いたします。

引き続き、議案第80号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を議題いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（後藤健） はい、それでは審査を再開いたします。

次に、陳情第52号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本件に関して、皆さまのご意見等をお願いいたします。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 総務部長いだんて。コロナ関係の、大枠でいいがら、国からなんぼ来て、市でなんぼ持ち出したもんだが、大枠、だいたい。

○委員長（後藤健） はい、舛谷部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 手元に資料ないですけども、今年度でいけば、まず国からの地方創生臨時交付金が約5億9千万円、来ています。ただ今後、今の見込みで行くと、もう1億円ぐらいはプラスされるということです。

○委員（渡邊秀俊） たったそんけしか来てねいづが。

○総務部長（舛谷祐幸） 去年はもっと来たつもすよ。あど一般財源については、この前、補正予算の中で財調、約2億円、まず崩させてもらってますけれども、その他にもまず一般財源も使ってますので。

ただあの、今後のことですので、これは予想でしかないんですけども、たぶんもうちょっと国の方でも補正予算を組んで、たぶん地方の方に来るんでないかなという、淡い期待を寄せてますけれども…。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 桁が一つ足りないた気がするけれどもな。

○委員長（後藤健） とまあ、国の方でそういった状況だそうですねけれども、この陳情に関してのご意見、どうですか皆さん。佐藤委員どうぞ、あれば。

○委員（佐藤文子） 全く、このとおりだと思います。

○委員長（後藤健） はい今、佐藤委員の方から、このとおりという意見がありましたけれども、よろしいですか。

（意見する者なし）

○委員長（後藤健） それでは、反対意見がないようですので、これより採決したいと思います。

本件は、採択と決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

次に、ただ今、陳情第52号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局より意見書案を配付いたします。タブレットでの配付になりますので、少しお待ち下さい。

（事務局が意見書案を配付）

○委員長（後藤健） 届きましたかな。ただ今、配付された意見書案は、陳情者から提出された案を基に、事務局で作成したものです。意見書案の内容について、ご異議ございませんか。

はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 意見書案にまず問題ねでも、この内閣変わるときに意見書案って今までも出してらどもよ、例えば、議会さ陳情とか何かあった、その後の経緯を説明するにいいが。これ、何となるおんだ。

事務局、後で、こういう意見書案出せば、どごさ行って、なんとなつて採用されるのかされないのか。そのあたり、ちょっと調べておいでけね。たぶん、出して終わっているども、効果いづ出でくるもんだが全然分がねもんだがら。

○委員長（後藤健） これあの、この委員会だけの話でないと思うので、議会全体にも関わる話だと思うので、まず、せっかく今議長もいらっしゃるんで、議長にも今の意見ちょっと聞いていただいて、お願いしたいと思います。

ちょっと休憩しますか。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

○委員長（後藤健） 審査を再開いたします。

そうすれば、意見書案ですけれども、この意見書案でよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議がないようですので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長（後藤健） 次に、意見書案の提出について、議会運営委員会より本委員会に取り扱いを一任された2件について協議をいたします。

はじめに、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。本件は、全国市議会議長会会長より、別紙の内容で意見書の提出依頼があったものでございます。

この件について、委員の皆さまのご意見をお願いいたします。資料は皆さん、よろしいでしょうか。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） 資料ナンバー5、ということできてますけれども、皆さんのご意見。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 異議なしです。

○委員長（後藤健） 異議なしという意見がありましたけれども。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これね、地方財源の確保っちゅうふうなこと、まあいろいろ、国の負担を引き上げて下さい、地方交付税を上げてくださって、いろいろこうあるんですけども、これの意見書の中身、かいつまんでまとめれば、今までコロナ対策として軽減措置をしてきたものを今年度限りでやめて元に戻せ、という内容のように見えるんですよね。これってやっぱり、国がせっかくコロナ対策として税の軽減措置を講じてきたことをわざわざ議会から、全国議長会からね、住民の課税強化に関わる内容を国に言うというのは、ちょっとやっぱり逆行しているんじゃないかと。

もう一点は、さっき地方財源の確保のところの、9項目目にもきっちり書いてあるように、軽減措置は講じたもののそれはやむを得ないとして、その代替財源をしっかりと保障しろという、さっきのね、意見書の中身にも書いているわけですけど、そういった

意味からもこの議長会からの意見書というふうなのは、これはちょっと逆行しているというふうに私は思うので、基本的に住民への課税強化を固定資産税、償却資産、あとは自動車税、こういったものの税金の税率を元に戻せみたいなことをいっている意見書にはね、課税強化につながるものだとということで、私は賛成できません。以上。

○委員長（後藤健） はい、という意見も出されましたけれども、他に委員の皆さまからご意見、よろしいですか。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はいどうぞ、小松委員。

○委員（小松栄治） このコロナ禍による、厳しい財政状況に対応って書いてらすな、充実を求める意見書の提出。だがら、今見るにこれ、自動車税をよ、上げれなのなんだがって意味ではないような感じはします、私はね。なったり大変、コロナ禍で厳しい財政だがら、なんとか一つよろしく頼むということなので、私はいんじゃないかなと思っております。

○委員長（後藤健） はい、他に意見は。はいどうぞ、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ちょっと言葉足らずだったかもしれないけれども、この意見書案の中に書かれてある、まあいろいろ、この固定資産税が市町村の極めて重要な基幹税であると、これは当然でございますけれども、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないことと、というようなことを言っているんですよね。もちろんこの、本来、国庫補助金とかでやるものをこの文章的には、責任において対応すべきものであるというふうに、現行の特例措置は今回限りとして、期限の到来をもって確実に終了することとしているところは、やっぱり軽減措置を講じた国の制度、期限をもってやめて、あと元に戻せというふうなことを言っているのは、事実上、コロナ禍における課税強化につながる内容だなと私は思うので。

そして、この3番目の固定資産税についても課税標準額を令和2年度と同額とする負担、令和3年度限りとすること、これもね、もちろん市の財政が今の軽減措置によってだいぶ税収が減るというふうなこと分かるんですけども、その代替財源をしっかりと国が地方交付税、特別交付税、こういうふうなものでちゃんと補填をすることというふうなことがさっきの陳情の意見書に書かれている内容と、これを通してしまえば、あちらの意見書と少し齟齬^{そご}が出てくるような気がして、私はこれには賛成できません。

○委員長（後藤健） はい、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○委員長（後藤健） それでは再開いたします。

本意見書案について、反対の委員もいるようでございますので、本件に関しては挙手により採決したいと思いますのですが、よろしいですかね。

（反対する者なし）

○委員長（後藤健） それでは、本意見書案を提出することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 5名）

○委員長（後藤健） 挙手、多数であります。よって、本意見書案を提出することと決しました。

事務局が意見書案を配付いたします。タブレットで配付になりますので、少しお待ち下さい。

（雑談あり）

（事務局が意見書案を配付）

○委員長（後藤健） はい、通知になりましたでしょうか。

先ほどの案と一緒にだと思いますので、この意見書案の内容についてご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 先ほど反対の方おりましたけれども、先ほど採択としたとおりでありますので、この意見書案を議長に対して提出することに決定したいと思います。

○委員長（後藤健） 次に、「豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決について」を議題といたします。

本件は、全国積雪寒冷地帯振興協議会会長より、別紙の内容で意見書の提出依頼があったものです。この件について、皆さまのご意見をお願いいたします。ただ今、通知があったと思いますけれども。

いいすかな、皆さん。タブレットの方の資料見てますかね。

（雑談あり）

(委員より休憩の要請あり)

○委員長（後藤健） いったん休憩しますか。暫時休憩して。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（後藤健） そうすれば、審査を再開いたします。

委員の皆さま、反対意見がなく賛成のようですので、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局が意見書案を配付いたします。少しお待ち下さい。タブレットで配付します。

(事務局が意見書案を配付)

○委員長（後藤健） はい、意見書案が配付になりました。

先ほどの審査時のものと内容が一緒だと思いますので、この意見書案の内容について、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長（後藤健） 次に、閉会中の継続審査及び調査の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 17 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健